

京都市ウッド・チェンジアクション推進会議 規約

(名称)

第1条 本会は、京都市ウッド・チェンジアクション推進会議と称する。

(目的)

第2条 豊富な森林資源を循環利用し、脱炭素社会の実現や木の文化の継承・発展を図るため、木材利用の最大の需要先である建築物における木材利用を促進するとともに、林業及び木材関連産業の成長産業化を実現することが重要である。このため、本会は、幅広い分野の関係者が相互に協力し、民間建築物等における木材利用の促進及び木材を利用しやすい環境づくりに取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会議は、次の活動を行う。

- (1) 木材利用に関する意見交換、情報共有
- (2) 民間建築物等における木材利用の先進的な取組等の発信
- (3) 民間建築物等における木材利用や都市の木造・木質化に資する活動の支援
- (4) 木材利用を促進する者で構成する会員制度の検討
- (5) その他

(構成員)

第4条 本会議は別に掲げる者で構成する。なお、必要に応じて、構成員の追加等の変更を行うことができる。

- 2 本会議に座長を置く。座長は構成員の互選により選任する。
- 3 議事の内容等により必要と判断した場合は、推進会議に参考人を参加させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 本会議に事務局を置く。

- 2 事務局は京都市産業観光局農林振興室に置く。

(議事)

第6条 本会議の議事は、構成員の3分の2以上をもって決する。

(情報公開)

第7条 本会議の議事及び資料は原則公開とするが、企業の活動や販売戦略等に関わる内容については、会員の希望により非公開とすることができる。

2 事務局が作成した推進会議の議事概要等は、構成員の了承を得た上で京都市のホームページに掲載し公開する。

(秘密保持義務)

第8条 構成員及び参考人は、本会議の活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(その他)

第9条 本規約に規定のない事項は、事務局が推進会議に諮って定める。

附則

本規約は令和4年10月8日から適用する。

改定 令和7年 8月6日

京都市ウッド・チェンジアクション推進会議

(敬称略・順不同)

関西国際大学教授／京都府立大学名誉教授 宗田好史
株式会社京都銀行
京都市域産材供給協会
京都市住宅供給公社 京安心すまいセンター
京都商工会議所
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都府建築工業協同組合
一般社団法人京都府建築士会
一般社団法人京都府建築士事務所協会
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
京都府中小企業団体中央会
一般社団法人京都府木材組合連合会
京都木材協同組合
公益社団法人全日本不動産協会 京都府本部
株式会社北桑木材センター
株式会社三菱UFJ銀行
京都府
京都市